

令和 2 年度入札・契約制度改革の概要について

1. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直しについて

ダンピング受注は、工事の手抜きによる品質低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、賃金その他の労働条件の悪化等につながりやすく、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、防止する必要がある。国においては、ダンピング受注防止の観点から、低入札価格調査基準及び最低制限価格を算定するための計算式について、適宜見直しがされている。

平成 31 年 3 月 28 日付で中央公共工事契約制度運用連絡協議会（公契連）において見直しがなされ、見直し後の新モデル（31 年度モデル）を適用するよう国から要請がなされた。

このことを踏まえ、令和 2 年 5 月 1 日以降に発注する建設工事について、最低制限価格（ランダム係数を用いる場合は最低基準価格）、低入札調査基準価格の算定にあたっては、31 年度モデルを採用することとする。

なお、31 年度モデルを採用することにより変更となる点は、次のとおりである。

◆変更点

	現行モデル		新モデル
直接工事費	95%		97%
共通仮設費	90%		90%
現場管理費	90%		90%
一般管理費	55%		55%
上限（予定価格の）	90%		92%
下限（予定価格の）	70%		75%

2. 発注区分の見直しについて

(1) 舗装工事の発注基準の見直し

現在、予定価格 1,000 万円以上 6,000 万円未満の舗装工事案件については、舗装工事を最希望する業者及びアスファルトプラント保有業者が参加できることとしているが、令和 2 年 5 月 1 日以降に発注する案件から、舗装工事を最希望していないアスファルトプラント保有業者は、予定価格 3,000 万円以上 6,000 万円未満の舗装工事案件について参加できることとする。

(2) その他の工種にかかる発注基準

令和2年度については、市内登録業者の状況に大きな変動は見られないため、令和元年度と同じ発注基準とする。

3. 工事成績優良業者の基準点について

平成29年度から、工事成績の評定基準を、国に準拠した形に変更した（以下「新評定」という。）ため、旧評定と新評定が混在している状況にある。このため、平成30年度から経過措置を設け、新評定又は旧評定のどちらかの基準を満たせば、工事成績優良業者対象工事に参加できる業者（以下「優良業者」という。）としている。

令和2年度については、新旧評定が混在する最終年（経過措置最終年）となることから、引き続き新評定については72点、旧評定については70点を優良業者の基準点とする。

優良判定年度と評定基準の新旧の関係（令和2年度まで新評定と旧評定の結果が混在）

	経過措置対象期間						
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
平成29年度優良	旧	旧	旧				
平成30年度優良		旧	旧	旧・新			
令和元年度優良			旧	旧・新	新		
令和2年度優良				旧・新	新	新	
令和3年度優良					新	新	新

旧・・・旧評定による評価（70点）

新・・・新評定による評価（72点）

4. その他

(1) 低入札価格調査制度の入札参加制限期間の見直しについて

低入札価格調査の対象となった業者に対する入札参加制限の期間を、一律1か月としているが、1か月の期間内に調査の終了により落札決定を行った場合には、落札決定日をもって解除できることとする。

(2) 業者説明会の中止について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻となっている状況を踏まえ、例年行っている市内工事業者向けの入札・契約制度改革等に関する説明会を中止する。

市内工事登録業者及びコンサルタント登録業者へは、宇治市ホームページに説明資料を掲載していることについて案内文書を送付する。

(3) 特に日程を記していないものについては、令和2年5月1日から適用する。